

村民の皆様へ

## 使用済自動車を処分する際のお願い

分別収集にご協力いただき、誠にありがとうございます。

折込等でお知らせしておりますとおり、平成17年1月より、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の施行により、自動車（二輪車・大型特殊自動車・小型特殊自動車などを除く）の処理について手続きが変わっておりますので、手続きをご確認の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

使用済自動車を引き渡す方（最終所有者）は村役場に置いてある自動車リサイクル申込書に必要事項を記入し、引取業者にFAXか郵送します。その際一緒に廃車する車の車検証の写しも送りますので、車検証・リサイクル券をお持ち下さい。

引取業者からリサイクル料金・運搬料金を記載した請求書と、郵便局を利用した振込用紙などが送られてくるので、最終所有者は郵便局でリサイクル料金等を支払います。（海上運搬費用については、あらかじめ公益財団法人自動車リサイクル促進センターの離島対策支援事業による補助金を差し引いた金額を請求しています。）

この時、郵便局から渡される振込済票を必ず受け取り保管してください。

最終所有者は郵便局で受け取った振込済票の写しを村役場に提出し、保管場所への車の持込許可を申請してください。車検証、委任状、リサイクル券を村役場に提出します。

最終所有者は役場の指定する日時に、指定された場所まで車を持ち込みます。その際、車内は掃除（ごみなどを残さない）し、タイヤ、バッテリー、パーツ類は取り外さないで下さい。（自動車の抹消登録については引取業者で行いますのでナンバープレートはこの段階で取り外し、車検証、委任状、リサイクル券とともに郵送します。）

その後、海運事業者が貨物船を使用して島外搬出を行います。

自動車を引き取った引取業者から、後日郵送で引取証明書が送付されてくるので、最終所有者はそれを5年間保存します。また、引取証明書の写しを村役場に提出します。

なお、二輪車、特殊自動車につきましても、事前に村役場窓口にて廃車処理依頼を行ってから、役場の指定する日時に、指定された場所まで車を持ち込んで下さい。

・自動車のパーツ等は許可を取得した解体業者以外取り外せません。

・車検切れの車は、速やかに使用済自動車として搬出しましょう。

・無断で仮置場に使用済自動車や粗大ゴミを持ち込まないで下さい。